

国の財政事情や国民感情（バッシング）は生活保護基準の考慮には入らない

第 31 回生活保護裁判 開かれる 原告 「第 49 準備書面」で明らかに

9月24日（金）、第31回生活保護裁判が開かれました。2月の大阪地裁で勝利判決をかちとった後、9月京都地裁では不当判決が出されました。

この日、原告側は第49準備書面を提出して主張をほぼ終え、今後は証人尋問を求める予定です。

準備書面では、老齢加算廃止の最高裁判決を取りあげ、厚労大臣の裁量権の制約についてあらためて述べています。生活保護法に基づいて、要保護者の最低限度の生活の需要を満たす基準であるかどうかを判断するのが

厚労大臣のつとめであり、生活保護基準の切り下げの理由としてあげられた、国の財政事情や国民感情（バッシング）、政権与党の公約（安倍政権が生活保護の見直しを総選挙公約に掲げた）は、生活保護法の本質から逸脱するものです。



【今こそ、生活保障法の制定を！】日本弁護士会は、「生活保障法」を提案しています。生活保護法を見直して、権利性の明確化、水際作戦を不可能にする制度的保障、生活保護基準に対するコントロール、ケースワーカーの増員などを求めています。（いのちのとりで裁判ニュース10号より）

【隣国・韓国に学ぶ】韓国では、もともと「生活保護法」という名称でしたが、2000年に「国民基礎生活保障法」に名称とイメージを変えました。2014年には「社会保障給与の利用・提供と受給者の発掘に関する法律」をつくりました。この法律は、行政は情報提供と広報に努めなければならないとし、「死角地帯」と呼ばれる受給漏れ層を解消することを国の政策として進めています。

（いのちのとりで裁判ニュース10号より）

★いのちを守る署名運動 「スタート学習会」



9月29日（水）、中央社保協などのよびかけで、新「いのち署名」スタート学習会がオンラインで開催されました。講演を行った長友薫輝氏（三重短期大学教授）は、安倍・菅政権が展開してきた「健康や疾病は、貧困は自己責任」論が政権政策のバックボーンにあるとし、政府は自らの仕事を放棄していると指摘しました。また、社会保障は「お荷物」という宣伝に対して、社会保障は地域経済の循環を作り出すというポジティブなイメージを持つことが大事だと。コロナ禍にあっても従来の政策を続けた政府の無責任な姿勢が起こした人災です。